

令和2年神審第32号

裁 決

貨物船A養殖施設損傷事件

受 審 人 a

職 名 A船長

海技免許 四級海技士（航海）

本件について、令和2年8月31日その管轄を仙台地方海難審判所から当海難審判所に移転する指定があったので、当海難審判所は、理事官松崎範行出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和元年12月21日03時30分

岩手県大船渡港

2 船舶の要目

船種 船名 貨物船A

総トン数 498トン

全 長 75.43メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 735キロワット

3 事実の経過

Aは、平成7年1月に進水した船尾船橋型貨物船で、船橋前部中央に操舵スタンド、その左舷側にレーダー2台及びGPSプロッター、右舷側に機関遠隔操縦装置がそれぞれ装備され、a受審人ほか3人が乗り組み、石こう1,532トンを積載し、船首3.32メートル船尾4.42メートルの喫水をもって、令和元年12月19日17時00分秋田県秋田船川港を発し、大船渡港に向かった。

ところで、大船渡港は岩手県沿岸南部に位置し、太平洋に向かって南東に開いた湾口から北西方へ約2海里、さらに北方へ約2.5海里細長く湾入しており、港内中央部にある同県珊瑚島東方対岸の蛸ノ浦地区沿岸には、平成30年9月1日から令和5年8月31日までの間、大船渡市漁業協同組合が岩手県知事から免許を受けた免許番号一区第319号と称する第1種区画漁業の漁場区域（以下「319漁場区域」という。）が、大船渡港珊瑚島南灯台（以下「珊瑚島南灯台」という。）から159度（真方位、以下同じ。）1,560メートル、163度1,750メートル、173度1,420メートル（以下「ア地点」という。）、184度670メートル（以下「イ地点」という。）、072.5度490メートル（以下「ウ地点」という。）、036度680メートル（以下「エ地点」という。）及び046.5度1,100メートルの各地点を順次結ぶ線と海岸線によって囲まれた海域に設定されており、ア、イ、ウ及びエ各地点付近並びにイ、ウ各地点を結ぶ直線上ウ地点から410メートルの地点付近にそれぞれ赤色標識灯が設置され、同漁場区域にはかき等の養殖施設が多数敷設されていた。

a受審人は、船橋当直を00時から04時まで及び12時から16

時までを二等航海士，04時から08時まで及び16時から20時までを一等航海士，08時から12時まで及び20時から24時までを自身がそれぞれ入直する単独の4時間3直制とし，津軽海峡を經由して三陸沖合を南下した。

a 受審人は，翌々21日02時00分入航に備えて岩手県首埼東方沖合で昇橋し，二等航海士と交替して船橋当直に就き，レーダー1台及びGPSプロッターを作動させ，舵輪後方に立って単独の操船に当たり，乗組員を入港作業に備えて配置して両舷ウイング及び船首マストの投光器を点灯させ，大船渡港の港界に至って機関を極微速力前進にかけて減速し，ア地点付近の赤色標識灯を右舷方に見て通過した後，手動操舵から自動操舵に切り替え，03時25分半珊瑚島南灯台から177度1,440メートルの地点で，針路を332度に定め，5.5ノットの速力（対地速力，以下同じ。）で進行した。

a 受審人は，03時27分珊瑚島南灯台から182度1,220メートルの地点に達したとき，右舷方に見ながら航行するつもりであったイ地点付近の赤色標識灯を見失ったものの，投光器に照らされた319漁場区域の浮子を右舷方に視認したので，港奥の着岸予定岸壁に向け，自動操舵のまま小刻みに針路設定ダイヤルを右にとって右転を開始し，その後319漁場区域に向かう状況となったが，同漁場区域までまだ十分に横距離があるものと思い，GPSプロッターにより319漁場区域との相対位置を把握するなど，船位の確認を十分に行わなかったため，この状況に気付かずに続航した。

こうして，a 受審人は，319漁場区域に向けて緩やかに右回頭しながら進行中，03時29分半船首配置の一等航海士から船首方に養殖施設の浮子があるとの報告を受け，機関を中立運転にしたものの，及ばず，03時30分珊瑚島南灯台から180度700メートルの地

点において、Aは、船首が031度に向き、3.0ノットの速力となったとき、同区域に敷設された養殖施設に乗り入れた。

当時、天候は曇りで風力2の北西風が吹き、潮候は下げ潮の末期であった。

その結果、Aは、損傷を生じなかったが、養殖施設は、かき養殖網に切断等を生じた。

(原因及び受審人の行為)

本件養殖施設損傷は、夜間、大船渡港において、港奥の着岸予定岸壁に向けて航行する際、船位の確認が不十分で、319漁場区域に向けて緩やかに右回頭しながら進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、大船渡港において、港奥の着岸予定岸壁に向けて航行する場合、319漁場区域に乗り入れることのないよう、GPSプロッターにより同区域との相対位置を把握するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、319漁場区域までまだ十分に横距離があるものと思い、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、319漁場区域に向けて緩やかに右回頭しながら進行して同区域に敷設された養殖施設に乗り入れを招き、同養殖施設に損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和3年3月17日

神戸地方海難審判所

審判官 門 戸 俊 明